

業務指示書

アジア地域港湾・空港事業の民営化に係る調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年4月25日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年5月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

(○) 3者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾、空港に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア・大洋州地域での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2018年5月11日 12時
- (2) 提出方法： 郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PIEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(US\$1 = 106.106 円 , EUR1 = 131.194 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時にご電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時には、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しておの出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たつての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年5月24日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



アジア地域港湾・空港事業の民営化に係る調査

評価項目	配点								
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	()	()	()					
(1) 類似業務の経験	6.00								
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00								
2. 業務の実施方針等	(30.00)	()	()	()					
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00								
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00								
(3) 要員計画等の妥当性	4.00								
(4) その他(実施設計・施工監理体制)									
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	()	()	()					
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(60.00)	()	()	()					
		業務主任者のみ	業務管理グループ	業務主任者のみ	業務管理グループ	業務主任者のみ	業務管理グループ	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(60.00)	()	()	()	()	()	()	()	()
ア) 類似業務の経験:港湾計画に係る各種業務	24.00								
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00								
ウ) 語学力	9.00								
エ) 業務主任者等としての経験	12.00								
オ) その他学位、資格等	9.00								
②副業務主任者	—	()	—	()	—	()	—	()	—
カ) 類似業務の経験:	—		—		—		—		—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—		—		—		—		—
ク) 語学力	—		—		—		—		—
ケ) 業務主任者等としての経験	—		—		—		—		—
コ) その他学位、資格等	—		—		—		—		—
③体制、プレゼンテーション	()	()	()	()	()	()	()	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション									
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	—		—		—		—		—
(2) 業務従事者の経験・能力:	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ア) 類似業務の経験:									
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験									
ウ) 語学力									
エ) その他学位、資格等									
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ア) 類似業務の経験:									
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験									
ウ) 語学力									
エ) その他学位、資格等									
総合評点	[100.00]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

- 1) 類似調査プロジェクトの経験：港湾、空港に係る各種業務
- 2) 対象国： 国及びその他 アジア・大洋州地域
- 3) 語学力：英語

(注) 語学力として英語と他の外国語の両方を評価する場合

例えば、語学力の評価配点を20点とし、英語：他の外国語の評価割合を1：2とする場合、英語を6.5点満点、他の外国語を13.5点満点で評価し、加えた点を評価点とする。

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

JICA はこれまで東南アジア・大洋州地域各国の港湾・空港建設事業に対して円借款を供与し、支援を行ってきた。事業開始当初は港湾・空港運営を国営企業が実施していたが、近年、右国営企業の株式を一部公開する、あるいは港湾・空港運営に関して民間業者へ委託する等、港湾・空港運営業務の民営化が進んでいる。また、近年の港湾・空港事業においては、計画段階から港湾・空港の運営について、民間企業の参画を前提とする事例もでてきている。

近年の港湾・海運業界においては、世界の海上輸送量の急増、東アジアの主要港における港湾整備による規模拡大、コンテナ及びバルク貨物輸送船の大型化、船社による3大アライアンスへの再編等、周辺状況は大きく変化している。世界の国際海運はコンテナ化によって輸送コスト・時間を大幅に減少させることが可能となったため、コンテナ取扱貨物量は飛躍的に増大し、コンテナ港湾の運営・維持管理サービスが大きな収益を生むようになった。1980年代後半から始まった公共サービス民営化の流れに伴い、世界の主要なコンテナ港湾は港湾を管理する行政機関に代わって、港湾運営会社(グローバル港湾オペレーター(Global Terminal Operator))によって運営されるようになってきている。

大手船社5社で世界のコンテナ船腹量の約40%を占め、大手港湾オペレーター4社で世界のコンテナ扱い量の約30%を占めるなど、船社や港湾オペレーターは寡占化し市場の支配力を高め、それに対して港湾管理者等が交渉力を失いつつある。

さらに、経済のグローバル化の進展により、国際物流は「サプライチェーンの時代」へ移行してきている。港湾政策の主眼はターミナルの効率化と貸付料の低減から、国際的なロジスティックセンターを目指した経営へと転換が求められている。港湾管理者は港湾の領域を超え、関係者のコーディネーターとしての新しい役割を果たす必要がある。

また、2013年に中国は、「一帯一路」構想を提唱したが、右構想の「一路」部分である「21世紀海上シルクロード構想」は、①中国沿岸港から南シナ海、インド洋を経て欧州に至るルートと、②中国沿岸港から南シナ海を経て南太平洋に至るルートを重点ルートとしている。具体的な施策として、沿線国(ミャンマー、スリランカ、パキスタン、ジブチ、ギリシア)において、①港湾建設、港湾間の物流網の整備、②航路の拡大・寄港数の増加等が掲げられている。中国は、近年右構想のルートに沿って、沿線国の港の運営権取得、投資等を行っている。

この他、2015年にはASEAN経済共同体が設立されると同時に、2025年まで今後10年間のASEAN経済共同体強化のビジョンとブループリントを示す「ASEAN2025」の共同宣言が採択された。日本政府はJICAがASEAN共同体に対して直接支援できるように枠組みを検討中であり、ASEAN共同体強化への支援の機運が高まっている。港湾・海運を含む運輸セクターにおいては、右ブループリントに基づき、ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)が、2015年11月のASEAN運輸大臣会合(於クアラルンプール)で承認され、ASEAN各国は右planに基づくアクションプランの実施

を求められている。

このように世界の港湾の状況は大きく変貌しつつあり、JICA が支援してきた港湾についても、この状況に対応するため、民営化を含む新たな経営戦略が必要となっている。港湾運営が厳しさを増す状況下、JICA はこれまで支援してきた港湾が引き続き当初の開発目的を達成し続けるため、右港湾に対して、今後どのような港湾運営が必要かについて提言するとともに、本邦企業のノウハウ・経験を活用した港湾運営も念頭に、JICA がどのような支援が可能かを検討することが必要である。

空港・航空業界においては、空港は中央・地方政府等の政府組織によって建設され、所有、運営されていたが、1980 年代後半の英国における民営化以降、欧州や豪州などの先進諸国において株式公開の動きが活発化している。右状況は東南アジアにも波及し、新空港の整備において開港当初から運営を民間オペレータに委託するケースが増加傾向にある。したがって、港湾同様、空港に対しても今後どのような空港運営が必要かについて提言することが必要である。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

①世界の港湾(海運)・空港(航空)セクターの現状・今後の方向性(中国企業及び「一帯一路」に基づく施策の動向を含む)、②ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)(海運・航空セクター)の現状及び今後の課題、③ドナーの民営化の方針等について、日本、事業実施国の関係者からの聞き取り、文献調査等により情報収集・分析を行い、JICA が支援を行ってきた東南アジア・大洋州地域の港湾・空港事業が、当初の開発目的を達成し続けるため、今後のJICAの支援を検討する際の参考資料とすることを目的とする。

(2) 対象地域

東南アジア・大洋州地域の港湾・空港事業実施 11 カ国(インドネシア、マレーシア、カンボジア(港湾のみ)、ラオス(空港のみ)、ベトナム、ミャンマー、タイ、フィリピン、バヌアツ、サモア、パプアニューギニア(空港のみ))

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1)業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、JICA の支援方針/事業計画を検討するための情報収集であり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。現地調査対象国関係者との初回の会合については、必要に応じ、JICA がアポイントの取り付けを支援する。その後は、JICA と適宜

相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。ヒアリング先については、各国の関係省庁、国営・民間企業等を想定している。なお、一部の国については対象を民間企業のみとする。

(2) 現地渡航について

対象地域11か国の現地調査については、各国ごとに渡航するのではなく、地域ごとに数カ国をまとめて渡航することを想定している。調査内容に合わせた渡航国・時期・回数をプロポーザルにて経済効率性に鑑みて提案すること。

(3) 報告書作成上の留意点

本調査報告書の読み手は主として、本邦の港湾・空港事業関係機関及び JICA 職員を想定している。報告書の記述にあたっては、各国特有の体制や制度等について注釈を加える等の配慮を行うこと。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。ただし、以下に示した内容以外に、効果的・効率的な調査方法や追加すべき調査項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。

【港湾・海運】

(1) 近年の世界の港湾・海運を取り巻く状況

① 世界の海上輸送の現状及び今後の動向分析

公開情報及び関係者からのヒアリングを基に、(ア)世界の海上輸送量と船腹量の推移、(イ)コンテナ荷動き・コンテナ船の就航状況、(ウ)国・地域及び港湾別のコンテナ取扱量とコンテナ船の就航状況、(エ)三大バルク貨物(鉄鉱石・石炭・穀物)、(オ)石油・石油製品の輸送状況等、港湾の現在及び今後の動向等について、公開情報及び関係者からの聞き取りを基に、整理・分析を行う。

② 大手船社(3大アライアンス等)、グローバル港湾オペレーター、本邦港湾オペレーターの運営戦略

上記海上輸送の現状分析も踏まえ、大手船社(3大アライアンス等)、グローバル港湾オペレーター、本邦港湾オペレーターの現状及び今後の運営戦略について、公開情報及び関係者からの聞き取りを基に、整理・分析を行う。

グローバル港湾オペレーターは、①港湾サービス事業を専門とする「専門オペレーター」と、②海運事業を主業とする海運会社「船社系オペレーター」((ア)収益部門として他船社コンテナも扱う企業(事業型)、(イ)主に自社海運事業のための企業(コストセンター型))に分けて分析を行う。

③ 企業サプライチェーンマネジメント(SCM)の動向把握と港湾サービス改善の状況

近年の企業の SCM の運営形態・物流へのニーズ、海外主要港湾の SCM への対応

状況を、公開情報及び関係者からの聞き取りを基に、整理・分析を行う。

④ 世界の港湾民営化に対する、中国企業及び「一帯一路」に基づく施策の動向、及び本邦港湾オペレーターの動向

世界の港湾民営化に対する、中国企業(港湾運営会社・海運会社)等の動向・戦略を、公開情報及び関係者からのヒアリングを基に整理する。また、右中国企業の動向・運営戦略と、中国の「一帯一路」構想の施策との関係(意思決定機関、実施主体、戦略方針)について整理・分析する。また、世界の港湾民営化に対する、本邦港湾オペレーターの動向・戦略を、公開情報及び関係者からのヒアリングを基に整理・分析する。

(2) ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)

ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)において、港湾・海運については、ASEAN 単一海運市場設立を目指すことが目標とされている。右港湾・海運に係るアクションプランの現在の実施状況と残された課題について、公開情報と関係者の聞き取りから整理・分析する。右状況及びASEAN 事務局・各国等の要望も踏まえた上で、今後の ASEAN における港湾・海運計画において、JICA の支援が必要な分野を検討し、当該分野における「1. 業務の背景」にて示されたような、ASEAN 共同体に対する JICA 支援(技術協力)について提案する。

(3) ドナーの民営化の方針

ADB、世銀等のドナーは、一般的に、財政健全化、活性化の観点から、途上国において国営企業の民営化(PPP、民営化、アウトソース等)を促進推奨している。例えば、ADB はカンボジア政府に対する PPP 実施のキャパシティビルディングの技術協力を行っている。調査対象各国において、国際機関等のドナーの民営化の方針・支援内容を公開情報と関係者の聞き取りから整理・分析する。大洋州においては、国際機関のみならず、主要ドナーであるオーストラリア、ニュージーランド、米、EU も確認する。

(4) 東南アジア・大洋州地域の JICA 支援による港湾事業における民営化の状況

東南アジア・大洋州地域の9カ国(インドネシア、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、タイ、フィリピン、バヌアツ、サモア)の JICA 支援による港湾事業(23港:別添対象案件リスト)における民営化の状況、中国企業・本邦港湾オペレーター等の動向・今後の方針について、公開情報及び関係者のヒアリングから整理・分析する。

各港湾の今後の方針については、港湾のタイプ・期待される役割、取扱い貨物に応じて検討する。右港湾のタイプは次の5つが想定される。

- ① コンテナのトランシップを主とする世界水準のハブ港(例:マレーシア/クラン港)、
- ② 基幹航路の本船が寄港する各国の代表的な玄関港(例:インドネシア/タンジュンプリオク港)、
- ③ 主に域内コンテナ戦略の寄港地となっている大規模港(例:ベト

ナム/ハイフォン港)、④主に域内航路の寄港する小規模港(例:カンボジア/シハヌークビル港)、⑤沿岸海運あるいは近距離航路の寄港する小規模港あるいはターミナル(例:カンボジア/プノンペン港)

(5) 港湾の管理・運営方針の提案

上記調査結果を踏まえ、JICA が港湾建設を支援した各国の港湾事業が、当初の開発目的を達成し続けられるように、当初と実際の運営方式のギャップ及び右課題(施設・制度・法律等を含む)を整理・分析した上で、各港湾の今後の管理・運営方針の提案、及び、JICA による技術協力(複数国を包括にカバーする)の提案を行う。

その際には、2017年3月に改訂された、国土交通省の「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2017」も勘案する(33 ページ「港湾については、計画・整備段階から運営段階までの各段階において、我が国企業が活躍の機会を拡大していくことが期待されている。…海外における港湾施設の整備に対して日本が協力を行う際に当該港湾の運営についても、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参画が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組みを行っていく。」)。

(6) 港湾の管理・運営に関する提案(設計基準、維持管理計画、電子情報システム(港湾 EDI)等)

港湾の整備・維持管理の基準、世界標準に対応した電子情報システム(港湾 EDI)等が存在することが、効率的な港湾の運営にとってきわめて重要(曖昧な基準、統一化されていないシステムでは効果的な対応がとれない上、過剰なコストが必要。)なことから、各国における基準等の現状を把握するとともに、JICA が過去に実施してきた事業に適用された日本の規準やシステムを改めて評価し、今後の各国への展開を図るための改善点等を提案する。

(7) 中間報告会の実施

以上の活動の結果をとりまとめ、JICA 関係者にインテリム・レポートの中間報告を行う。中間報告での意見・コメントを踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートに反映させる。

また、インテリム・レポート作成時に今後の JICA の本分野における協力方針を冊子にまとめ、後述の第1回招聘にて配布し、調査終了後に最終版を完成させるための意見・コメントを収集する。

(8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートをJICAに提出するとともにフィードバックを得る。

(9) ファイナル・レポートの作成

上記(1)～(7)の結果をファイナル・レポートにまとめ、提出する。

(10) 港湾関係機関幹部の招聘及びセミナーの開催

調査を通し、招聘を2回実施する。第1回招聘についてはインテリム・レポートを策定後、港湾関係機関幹部を日本に招聘する。右招聘において、インテリム・レポートの説明を行うセミナー(半日)を開催し、参加者の意見を聴取するとともに、JICA・国土交通省・民間企業(海運会社等)との意見交換会を実施する。また、港湾の管理・運営に係る、東京近郊の港湾等の視察を行う。招聘人数は対象 9 カ国から総勢 20 人程度とし、過去の JICA 研修経験者を主に選別する。第2回については、国交省及び港湾関係団体が過去に実施した研修の同窓会と時期・場所を同じくして開催することによる連携効果を考え、第1回の招聘メンバーを2019年4月中旬にASEANのうち一か国へ招聘して視察及び意見交換を行うこととする。なお、実施国はミャンマーを想定しているが、他に実施すべき国として適切な国がある場合にはプロポーザルでの提案を歓迎する。

受注者は、当該本邦及び第3国招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。

1) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、過去に国交省主催による研修経験の有無等を考慮し人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招聘カリキュラムの作成

招聘実施1か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細(案)を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の作成

発注者の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

5) 被招聘者への来日前説明への支援(タイミングよく現地業務がある場合)

被招聘者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程(案)について、説明を補佐するものとする。

6) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程(案)に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出す

る。

招聘にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017年6月)を参照する。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

【空港・航空】

(1)世界の空港民営化の現状分析

近年の世界における空港民営化の動向・戦略や、それに対する中国企業等の動向・戦略と「一帯一路」構想の施策との関係(意思決定機関、実施主体、戦略方針)、本邦企業の動向・戦略を、公開情報及び関係者からのヒアリングを基に整理・分析する。

(2)ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)

ASEAN Transport Strategic Plan (2016-2025)中の空港・航空については、ASEAN単一航空市場設立を目指すことが目標とされている。右空港・航空に係るアクションプランの現在の実施状況と今後の課題について、公開情報と関係者の聞き取りから整理・分析する。

(3)東南アジア・大洋州地域の JICA 支援による空港事業における民営化の状況

東南アジア・大洋州地域の 10 カ国(インドネシア、マレーシア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、タイ、フィリピン、バヌアツ、サモア、パプアニューギニア)の JICA 支援による空港事業(22 空港:別添対象案件リスト)における民営化の状況・中国企業・本邦企業等の動向・今後の方針について、公開情報及び関係者のヒアリングから整理・分析する。

(4)空港の運営方針への提案

上記調査結果を踏まえ、JICA が空港建設を支援した各国の空港事業が、当初の開発目的を達成し続けられるように、当初と実際の運営方式のギャップ及び右課題を整理・分析した上で、各空港の今後の運営方針の提案を行う。

(5)中間報告会の実施

以上の活動の結果をとりまとめ、JICA 関係者にインテリム・レポートの中間報告を行う。中間報告での意見・コメントを踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートに反映させる。

(6)ドラフト・ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートを JICA に提出するとともにフィードバックを得る。

(7)ファイナル・レポートの作成

上記(1)～(7)の結果をファイナル・レポートにまとめ、提出する。

6. 成果品等

(1)調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

ア インセプション・レポート

記載事項:業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、
作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期:2018年7月

提出部数:和文2部(簡易製本)
英文10部(簡易製本)

電子データ:上記報告書のPDF

イ インテリム・レポート

記載事項:調査結果

提出時期:2018年10月

提出部数:和文2部(簡易製本)
英文10部(簡易製本)

電子データ:上記報告書のPDF

ウ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項:調査結果

提出時期:2019年3月

提出部数:和文2部(簡易製本)
英文10部(簡易製本)

電子データ:上記報告書のPDF

エ ファイナル・レポート

記載事項:ドラフト・ファイナル・レポートに対するコメントに対応して必要な加除
修正を行ったもの

提出時期:2019年5月

提出部数:和文15部(製本)
英文30部(製本)

電子データ:上記報告書のPDF(CD-ROM 15セット)

(2)その他の提出物

ア 業務計画書

本調査開始時、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項:共通仕様書の規定に基づく

提出時期:契約締結後 10 日以内

提出部数:和文 5 部(簡易製本)

電子データ:上記報告書の PDF

イ 議事録等

相手国政府関係機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録(M/M)を策定し、JICAに速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA 在外事務所におけるミーティングについても、同様とする。

ウ コンサルタント業務従事月報

記載事項:各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等(A4 数ページ)を記載する。具体的項目としては以下の通り。

- a) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- b) 活動に関する写真
- c) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- d) 業務フローチャート

・提出時期:調査月の翌月 5 日までに提出(月毎)

・提出部数:電子データ 1 部

エ 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

オ その他

第1回の招聘にて配布予定の、港湾に関する日本の方針に関するリーフレットを関係先と調整の上作成し、JICA へ提出する。

注1)(2)ア業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同上に規定する事項を記載するものとする。

注2)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjji-att/in_d_guide12_01.pdf

注3)特に記載のないものは全て簡易製本(ホチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上述ガイドラインを参照する。

注4)特段記載のないものは全て JICA を提出先とする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2018年6月下旬より業務を開始し、7月下旬を目途にインセプション・レポートを提出し、2018年10月下旬までにインテリム・レポート、2019年3月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2019年5月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。第1回港湾関係者招聘を11月中旬に本邦で実施し、第2回招聘をドラフト・ファイナル・レポート提出後にミャンマー(想定)にて実施する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合計: 12.03 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括/港湾計画 (2号)

イ 物流計画

ウ 運営管理

3. 対象国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

アジア地域 ASEAN 戦略的な海運インフラ整備のためのベンチマーク調査ファイナルレポート；第1編。(JICA 2010年2月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255874.html>

アジア地域 ASEAN 戦略的な海運インフラ整備のためのベンチマーク調査ファイナルレポート；第2編。-ネットワーク港(JICA 2010年2月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255875.html>

アジア地域 ASEAN 戦略的な海運インフラ整備のための優先的取組み課題に関する情報収集・確認調査 (JICA 2011年3月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255879.html>

ASEAN RORO 船ネットワーク構築に係わる情報収集・確認調査最終報告書（JICA 2013年3月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010922.html>

『中国「一帯一路」構想および交通インフラ計画について』（国立研究開発法人 科学技術振興機構 中国総合研究交流センター 2016年3月）

http://www.spc.jst.go.jp/investigation/downloads/r_2016_03.pdf

国際コンテナ戦略港湾政策（国土交通省 2016年3月）

<http://www.mlit.go.jp/common/001125138.pdf>

国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2018（国土交通省 2018年3月）

<http://www2.mlit.go.jp/common/001228429.pdf>

ASEAN 地域における港湾 EDI に係る情報収集・確認調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008845.html>

アジアにおける海上輸送と中韓台の港湾（アジア経済研究所 2013年11月）

<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Sensho/035.html>（オンライン未公開）

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

- a) 現地調査における、関係者へのインタビューに係るアポイントメント取り付け支援
- b) 現地調査のうち、資料収集

また、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、現地日本国大使館及び JICA 事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整業務を十分に行う。

また、現地日本国大使館及び JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、同大使館

及び同事務所の立地する場所を離れて業務を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の主旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(別添)

調査対象案件リスト

1. 港湾(全 23 件)

国名	案件名	借款契約日	事業実施者名
1	ミャンマー ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)(第1・2期)		
2	マレーシア ビンツル港建設事業	1980/6/26	マレーシア運輸省
3	マレーシア クラン港第3第4コンテナクレーン増設事業	1976/3/15	クラン港湾公社
4	マレーシア ジョホール港建設事業	1973/9/20	公共事業通信省
5	ベトナム ラックフェン国際港建設事業(港湾)(III)	2016/3/31	交通運輸省
6	ベトナム カイメップ・テーバイ国際港開発事業(II)	2013/3/22	交通運輸省
7	ベトナム ハイフォン港リハビリ事業(第2期)	2000/3/29	ベトナム運輸省
8	ベトナム ダナン港改良事業	1999/3/30	ベトナム運輸省
9	ベトナム カイラン港拡張事業	1996/3/29	ベトナム海運総局
10	ベトナム ハイフォン港リハビリ事業(1)	1994/1/28	ベトナム海運総局
11	フィリピン 三ビタック港開発事業	2000/8/31	三ビタック港埠頭公社
12	フィリピン マニラ湾コンテナ埠頭増設事業	2000/4/7	フィリピン海運公社
13	フィリピン バタック湾港開発事業(III)	1993/9/10	フィリピン海運公社
14	タイ マプタプット工業港建設事業(3)	1991/9/18	タイ工業団地公社
15	タイ レムチャパン商業港建設事業(3)	1990/2/20	タイ港湾公社
16	カンボジア シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業	2009/8/21	シハヌークビル港公社
17	インドネシア ドマイ港開発事業(2)	1998/1/28	運輸省海運総局
18	インドネシア クバン港・ピトゥン港開発事業	1996/12/4	運輸省海運総局
19	インドネシア スマラン港開発事業(第2期2段階)	1992/10/8	運輸省海運総局
20	インドネシア ウジュンバンダン港緊急改修事業	1990/12/14	運輸省海運総局
21	インドネシア ドマイ港開発事業	1989/12/22	運輸省海運総局
22	バヌアツ ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業	2012/6/13	インフラ・公共事業省
23	バヌアツ ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業(II)	2015/7/29	インフラ・公共事業省

注)フィリピンの港湾は政府機関の調査は実施せず、民間のみ。

2. 空港(全 22 件)

国名	案件名	借款契約日	事業実施者名
1	ラオス ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業	2014/1/10	公共事業運輸省民間航空局
2	ミャンマー ヤンゴン国際空港拡張事業(3)	1986/5/22	ミャンマー運輸通信省民間航空局
3	ミャンマー ランガーン空港拡張事業(E/S)	1981/4/8	ミャンマー運輸通信省民間航空局
4	ミャンマー ハンダワティ国際空港建設事業	(案件形成中)	
5	マレーシア クアラ Lumpur 新国際空港建設事業	1994/7/19	クアラ Lumpur 国際空港公社
6	ベトナム ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(III)	2013/12/24	ベトナム空港会社
7	ベトナム タンソンニャット国際空港ターミナル建設事業	2002/3/29	ベトナム民間航空総局
8	フィリピン 新ボルネオ空港第2旅客ターミナル建設事業	2018/3/27	運輸省
9	フィリピン 新ボルネオ空港第1旅客ターミナル建設事業	2001/5/30	運輸省
10	フィリピン 新ボルネオ空港第3旅客ターミナル建設事業	2000/8/31	運輸省
11	フィリピン 新ボルネオ空港第4旅客ターミナル建設事業	1998/9/10	運輸省航空局
12	フィリピン マニラ国際空港第2ターミナルビル建設事業	1998/8/19	マニラ国際空港公社
13	フィリピン マカティン(マニラ)国際空港建設事業	1991/7/16	運輸省
14	タイ 第2バンコク国際空港建設事業(VII)	2005/5/17	新バンコク国際空港公社
15	タイ バンコク国際空港拡張事業(3)	1982/6/14	タイ空港公社
16	インドネシア スラバヤ空港建設事業(II)	2004/3/31	運輸省航空総局
17	インドネシア バレンバン空港開発事業(1)	1998/1/28	運輸省航空総局
18	インドネシア バダラン新空港開発事業	1996/12/4	運輸省航空総局
19	インドネシア バリ国際空港整備事業(2)	1994/11/29	運輸省航空総局
20	インドネシア バリクババン空港拡張事業(2)	1991/9/25	運輸省航空総局
21	バブアニューギニア ナザブ空港整備事業	2015/10/14	バブアニューギニア空港公社
22	バブアニューギニア ポートモレスビー国際空港整備事業(II)	1996/2/28	民間空港省

注)フィリピンの港湾は政府機関の調査は実施せず、民間のみ。

